

子育て世帯への臨時特別給付金



令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者の方に支給します。

対象児童1人につき、1万円です。

基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村から支給されます。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

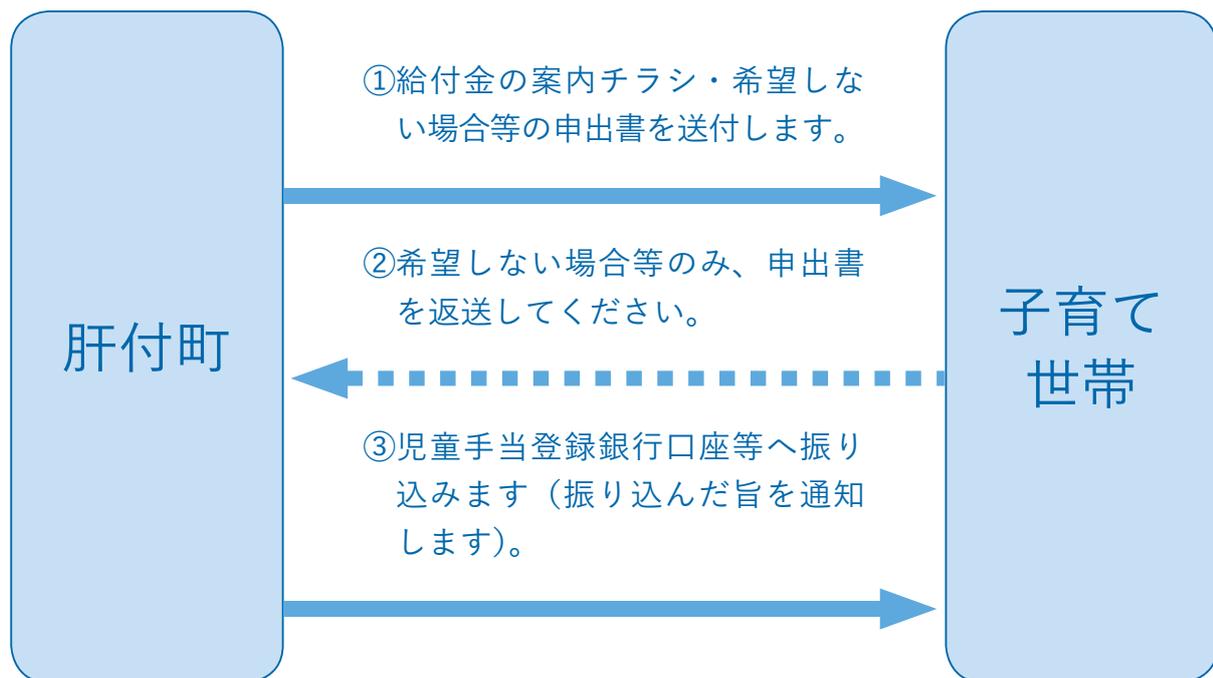
※「子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する臨時特別の給付金（一時金）です。



原則、申請は不要です。

肝付町では、6月頃に支給する見込みです。

※公務員の場合は、9月30日（水）までに申請が必要になります。



お問い合わせ先 肝付町役場 福祉課 児童家庭係

電話：0994(65)8413